

国会中心の行政監視システムの構築に向けて

－「参議院人事行政監視院＋衆議院会計検査院」構想－

- ・ 行政監視は国民主権の民主主義国家において不可欠な議会の重要な機能であり、行政監視システムは本来国会中心に構築されるべきである。
- ・ 人事院と総務省の調査機能、会計検査院の検査機能は、行政の中立公正の確保のために不可欠で、第三者的な行政監視の意味もあることから、国会中心の行政監視システムに組み込むことが合理的である。
- ・ 3機関の機能を国会に移すことにより、超党派で機関の働きぶりを見張ることが可能になり、天下りによる機能不全の問題は解消する。
- ・ 二院制に基づき衆参両院の特徴を反映した仕組みとして、参議院は「組織と人事」、衆議院は「金」に着目した行政監視を行うこととする。

●参議院人事行政監視院

- ・ 人事院と総務省行政評価局の調査機能を参議院に移管し、「参議院人事行政監視院」を創設する。
- ・ 我が国行政の問題の本質は、組織と人事（官僚機構の在り方）、特にキャリアシステムによる省庁割拠主義（縦割り行政）と天下りにある。人事院と総務省行政評価局の調査機能を参議院に移管することで、行政の組織と人事に対する国会の監視機能を飛躍的に高めることができる。
- ・ 参議院は短期的な予算・決算の問題（＝税金の使い方）ではなく、長期的な行政の組織と人事の問題に重点を置いた審議を行うことが合理的である。

●衆議院会計検査院

- ・ 会計検査院の検査機能を衆議院に移管し、「衆議院会計検査院」を創設する。
- ・ 会計検査院は、予算議決に関して優越する衆議院に置くことが合理的である。決算審査は予算審査のフィードバックであり、本来予算審査とリンクして行うべきである。

※この制度改正は憲法改正を要しない。